

保健体育センター・グラウンド・プールの使用について

1. 本施設は、学校で指定して使用する時(体育の授業、放課後のクラブ活動、朝・昼休みの活動等)以外は、必ず届け出て許可を得てから使用する。
2. 使用の際の届け出は次の要領で行う。
 - (1)申し込み先は保健体育センターの、保健体育科教員室(2階)とする。
 - (2)担任または顧問の承認をうけてから申し込む。
3. 使用申し込みが重複したときは、使用場所を調整して希望を変更することがある。
4. 体育館の使用に際しては次のことを守る。
 - (1)開館は始業 60 分前(7 時 25 分)からとし、その時刻以前の使用は認めない。
 - (2)館内は土足厳禁とする。尚、外ばきおよび校内ばきは 1 階・2 階玄関の靴箱に入れる。退出時に靴箱に放置したままにしてはいけない。
 - (3)原則として体育活動のみに使用し、体育館内での食事は禁止する。
 - (4)施設・用具等を使用する場合は体育科教員に届けて許可を得る。用具は大切に扱い、終了後は元の位置に整理して返却する。破損、損失した場合は必ず届け出る。
 - (5)スイッチ類(電気・エアコン)は許可されたところ以外のものには手をふれてはならない。
 - (6)キャットウォークなど危険な場所には立ち入らない。
 - (7)温水シャワーの利用は、体育科教員の指示を得て行う。
 - (8)下校時刻(17 時)を厳守する。ただし、下校延長願の届け出による活動の場合は、18 時まで下校する。
 - (9)更衣室は更衣にのみ使用し、ミーティング等には使用しない。
 - (10)ラウンジは、申し込みによりミーティング等に使用することができる。ラウンジでは、激しい運動は行わないこと。
 - (11)貴重品は個人またはクラブの場合は、クラブ用貴重品ロッカー等で責任をもって管理する。(更衣室には絶対におかないこと)
 - (12)各活動場所、更衣室、ラウンジ等、使用後は、そのつど清掃、整理、整頓、戸締り、消灯を行う。
 - (13)落とし物や忘れ物は、体育教員室へ届ける。届けられた運動着類は 1 階・2 階に展示し、貴重品類は 2 階教員室で保管する。
5. グラウンドの使用に際しては次のことを守る。
 - (1)運動靴を使用する。スパイクの使用はクラブの練習に限り、使用後はグラウンドを整備する。
 - (2)使用してはいけないとき(光化学スモッグ警報発令時、雨の後等)には放送またはグラウンドに赤旗を立てて指示する。
 - (3)散水器は体育科教員やクラブ顧問の指導により使用する。
6. プールの使用に際しては次のことを守る。

- (1)使用日は学校が指定した日に限る。
- (2)活動は教員の監督下で行う。
- (3)入退場は保健体育センターの指定された通路・廊下を通る。
- (4)更衣は所定の更衣室で行い、あらかじめ貴重品は持ってこないようにする。やむを得ず持って来たときは監督教員に預ける。
- (5)入水前には必ず準備運動をして、頭からしっかりシャワーを浴びる。
(特に、腰まわりや下半身はしっかりと浴びる)
- (6)プールサイドでは、ふざけたり走ったりしないこと。
- (7)体育の授業時と同じように使用上のルールやマナーを守る。
- (8)帽子は必ず着用する。
- (9)遊泳中に気分が悪くなったり、緊急な事態が発生した場合は、直ぐに監督教員を呼び対処をしてもらう。
- (10)許可なくプールサイドの窓を開閉してはならない。
- (11)いかなる場合においても監督教員の指示に従うようにする。
その他の使用上の注意は、体育の授業を通して指示する。